

## 常滑市キャラクター「トコタン」利用取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、常滑市キャラクター「トコタン」（以下「トコタン」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (トコタンに関する権利)

第2条 トコタンに関する一切の権利は、市に属する。

### (利用の申請)

第3条 トコタンの商品化等利用をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的としない場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体その他の公共団体が利用する場合
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で利用する場合
- (3) 市又は市教育委員会の後援又は共催の承認を受けた事業において利用する場合
- (4) その他市長が認めた場合

2 前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、商品販売を目的でトコタンを利用する場合はトコタン商品化利用申請書（様式第1号）、商品の販売以外の目的でトコタンを利用する場合はトコタン一般利用申請書（様式第2号）に、必要事項を記載し、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等申請者の事業内容がわかる資料（様式第1号の場合のみ）
- (2) トコタンの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (利用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による利用の申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が市のPR、トコタンのPR又は地域の経済活性化に寄与すると認めた場合は、当該申請の承認（以下「利用承認」という。）をする。この場合において、市長は必要があると認める場合には、トコタンの利用方法その他の事項について、条件を付することができる。

2 市長は、前項の承認をした場合は、様式第1号による申請に対してはトコタン商品化利用承認通知書（様式第3号）、様式第2号による申請に対してはトコタン一般利用承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

### (利用承認の制限)

第5条 トコタンの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は利用承認をしないものとし、トコタン利用不承認通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市又はトコタンの信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合

- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
  - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合又は商品等を販売する場合
  - (6) 立体物で、その表現がトコタンの立体物と認められない場合
  - (7) トコタンの著しい変形、又は改変がある場合
  - (8) その他市長が不相当と認めた場合
- (誓約)

第6条 第4条の規定により利用承認を受けた申請者(以下「利用者」という。)のうち商品化をする利用者は、市長に誓約書（様式第6号）を提出するものとする。

(利用料)

第7条 トコタンの利用料は、無料とする。

(地位の承継)

第8条 相続人、合併により設立される法人その他の利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用承認に基づく地位を承継することができる。

(利用上の遵守事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 利用に係る商品等の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 商品等の利用、宣伝又は広告に際して、トコタンのイラスト及びロゴ並びに承認番号等を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(利用承認内容の変更)

第10条 利用者は、利用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめトコタン利用変更申請書（様式第7号。次項において「変更申請書」という。）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承認し、トコタン利用変更承認通知書（様式第8号）により通知する。この場合において、市長が必要と認める場合には、トコタンの利用方法その他の事項について、条件を付することができる。

(利用承認の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用承認（前条の規定による承認を含む。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用商品等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、利用者は、取消の日からトコタンを利用することはできないものとする。

- (1) 利用者が利用承認に付した条件に違反した場合

- (2) 第3条第2項又は第10条の規定による申請の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
  - (4) その他トコタンの利用継続が不相当であると認められる場合
- 2 市長は、前項の規定により利用承認を取り消した場合、トコタン利用承認取消通知書（様式第9号）により、利用者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による利用承認の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 市長は、利用者に対して、トコタンの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。
- （利用の非独占性等）
- 第12条 この要綱による利用承認は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について市の推奨を行うものではない。
- （経費等の負担）
- 第13条 市は、この要綱による利用承認の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。
- （損失補償等の責任）
- 第14条 市は、トコタンの利用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 2 利用者は、トコタンを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、トコタンの利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
- （情報の公開）
- 第15条 市長は、トコタンの利用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、トコタンの利用承認の状況等を公開することができる。
- （事務）
- 第16条 この要綱に関する事務は、環境経済部商工観光課が行う。
- （その他）
- 第17条 この要綱に定めるもののほか、トコタンの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。